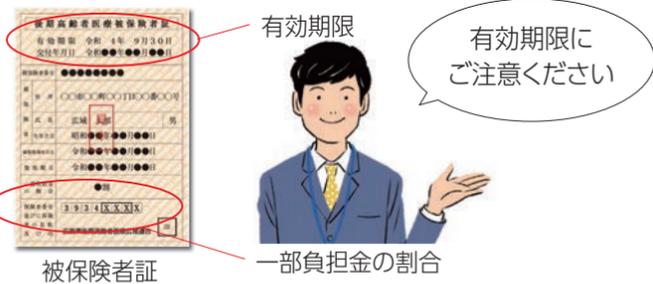


後期高齢者医療被保険者証が2回届きます

主に、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度。同制度の一部負担金の割合が、10月1日付けで見直しになることから、今年度は、同制度の被保険者全員に、被保険者証が2回届きます。

国民年金課(☎504-2158、☎504-2135)



区分	届く時期	有効期限と一部負担金の割合
1回目	7月末までに届きます	令和4年8月1日(月)～令和4年9月30日(金) 「1割」か「3割」
2回目	9月末までに届きます	令和4年10月1日(土)～令和5年7月31日(月) 「1割」か「2割」か「3割」

※上記の時期までに届かない場合は、区福祉課(下記)にお問い合わせください
※古くなった被保険者証は、責任を持って廃棄するか、お住まいの区の福祉課に返却してください

有効期限に注意してご使用を

通常、被保険者証の有効期限は1年間で、毎年8月に更新されます。今年の新たな被保険者証はだいたい色(右上写真)で、7月末までに普通郵便で届きます(1回目)。

ただし今年度は、10月1日付けで医療費の一部負担金の割合が見直しになることから、1回目に届く被保険者証の有効期限は9月末となっています。10月から使える被保険者証は、9月末までに届きます(2回目)。

10月から、一部負担金の割合が変更になる人がいます

後期高齢者医療制度の一部負担

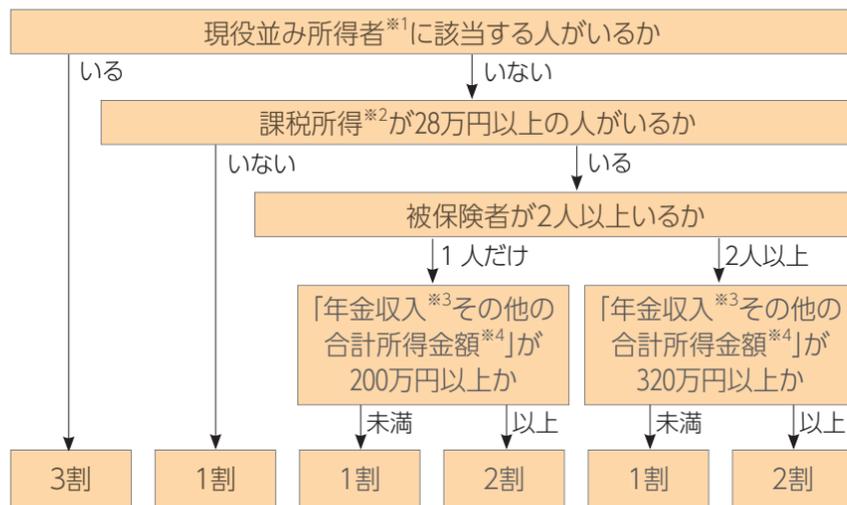
金の割合は、毎年8月1日に前年の市町村民税の課税所得を基礎として判定を行います。市町村民税が非課税の世帯の人は、これまでどおり「1割」です。それ以外の人は、主に右表の流れで判定します。

今回の見直しについては、厚生労働省のコールセンター[☎0120-002-719(8月末までの月～土曜日の9:00～18:00。祝日を除く)]へ。

各区福祉課	区	電話番号	ファクス
	中	504-2570	504-2175
	東	568-7730	568-7781
	南	250-4107	254-9184
	西	294-6218	233-9621
	安佐南	831-4941	870-2255
	安佐北	819-0585	819-0602
	安芸	821-2808	821-2832
	佐伯	943-9729	923-1611

一部負担金の割合の判定の流れ

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合は、被保険者の所得などにより判定します。同一世帯内に被保険者が複数人いる場合は、被保険者全員の所得などにより判定します。



- ※1 市町村民税の課税所得が145万円以上の人(ただし、収入状況が次の①②いずれかに該当する人は、「1割」か「2割」になります)
①同一世帯内に同制度の被保険者が1人で、被保険者の総収入が383万円未満の人(383万円以上でも、同一世帯内に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、その世帯員の総収入を含めた総収入の合計額が520万円未満の人)
②同一世帯内に同制度の被保険者が2人以上で、世帯内の被保険者全員の総収入の合計額が520万円未満の人
- ※2 所得から地方税法上の各種控除を差し引いた額
- ※3 遺族年金や障害年金は含まれません
- ※4 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額

「ひなん支援の調査」にご協力ください

災害時に自力で避難することが難しい人が、地域の支援を受けて避難できるよう、避難支援に必要な情報などを調査します。

国危機管理課(☎504-2653、☎504-2802)、健康福祉企画課(☎504-2144、☎504-2169)



あなたの意向をお聞きします

この調査は、次の二つについての意向を確認するものです。

①避難支援に必要な情報を自主防災組織や町内会などの関係団体へ提供することについての意向

※情報提供に同意した場合は、関係団体に情報を提供し、災害時の避難支援や安否確認などに使用します。

②「わたしのひなんシート」を作成することについての意向

※作成する意思があり、支援を必要とした場合は、災害危険区域に居住している人など優先度の高い人から順番に作成支援を行います。

「わたしのひなんシート」とは

災害の恐れがある場合に、「誰と」「どこに」「どうやって」避難するかなど一人一人の避難を考えるための計画で、災害対策基本法に定める個別避難計画に当たるものです。

「わたしのひなんシート」を書くときは、「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されたときに避難できるよう、

ご家族や近所の人などと一緒に避難先などを検討しましょう。避難先などで分からないところがある場合は、空欄のままでも構いません。できる範囲で書いて、ご返送ください。

8月31日までにご返送を

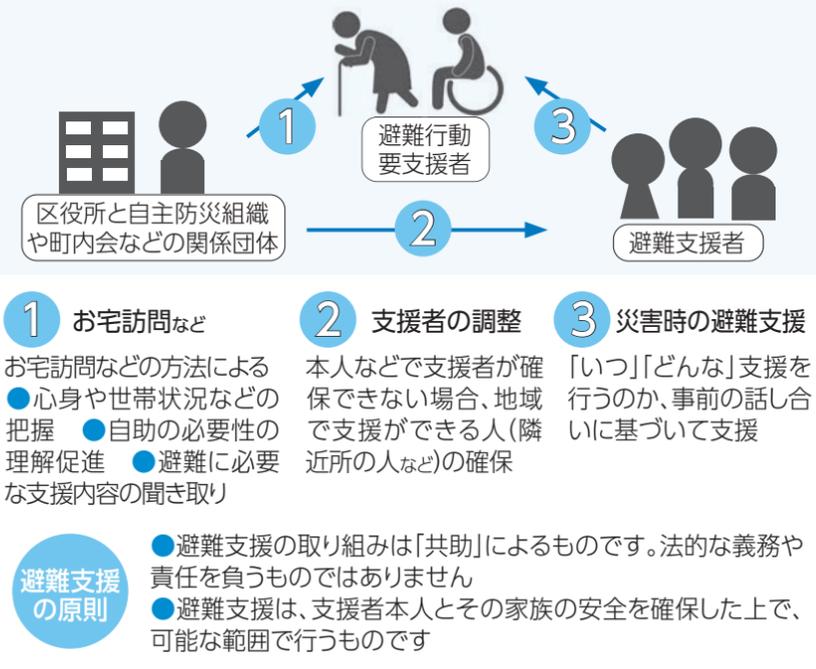
調査票などを7月下旬に発送します。期限(8月31日)までに回答をお願いします。また、対象の人から調査についての相談があった場合はご協力をお願いします。

【対象者】今年4月1日時点で次のいずれかの要件に該当する人

- 要介護3以上の人
- 身体障害者手帳1・2級、肢体不自由3級の交付を受けている人
- 療育手帳④またはAの交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 居宅介護、短期入所、補装具費の支給または日常生活用具の給付サービスを受けている難病患者
- 上記以外で、これまでの災害時要援護者名簿に登録している人

避難支援の取り組みの一例

以下は、左記①に同意した場合の避難支援の取り組みの一例です。



福祉避難所を開設します

災害時には、まず小学校などの指定緊急避難場所へ避難しますが、避難が長期化するときは、必要に応じて、市が福祉避難所を開設します。福祉避難所とは、高齢者や障害者

などが利用しやすいよう、車椅子利用者などに対応したトイレやスロープなどを整備し、相談員を配置するなど、福祉的な配慮をした避難所です。